

公営住宅法第27条第5項の規定に基づくいわゆる「同居承認」の取扱基準

同居承認は、次の1~3のいずれかにも該当する場合に承認する。

- 1 同居承認を受けようとする事由が、次のいずれかに該当すること。
 - (1) 同居しようとする者が、現に住宅に困窮していることが明らかで、経済的理由等により同居を必要とするもの
 - (2) 同居しようとする者が、名義人又は既に同居している者（以下「既同居人」という）に対して、若しくは名義人又は既同居人から、扶養、介護、その他日常生活のサポートのために同居を必要とするもの
 - (3) 同居しようとする者が、名義人又は既同居人との関係で、婚姻又は同居承認を得ようとした時点から1ヶ月以内に行なわれた養子縁組により同居を必要とするもの
- 2 同居しようとする者が、名義人の3親等以内の親族であり、明け渡し請求等により公営住宅を退去したものでないこと（ただし、未納家賃を解消した場合（一定期間内に解消する見込がある場合を含む。）を除く。）。
- 3 当該承認による同居の後における当該入居者に係る収入（政令月収）が次の金額を超えないこと
 - (1) いわゆる裁量階層に該当する場合 214,000円
 - (2) (1) 以外の場合 158,000円
- 4 名義人が、次のいずれかに該当する場合には、同居を承認しない。
 - (1) 公営住宅法（以下「法」という）第29条第1項に規定する高額所得者である
 - (2) 法施行令第8条第2項に規定する率が「1」で算出された家賃（近傍同種家賃）を支払うべき収入超過者である
 - (3) 家賃の滞納がある場合（名義人が県と締結した納付誓約書、和解等に基づき家賃の滞納額を減少させており、同居承認後も引き続き履行されることが確実と見込まれる場合を除く）
 - (4) 法第27条第1項から第5項（保管義務）の規定に違反した場合
 - (5) 熊本県営住宅条例第27条に該当する（明渡しの対象となる）場合
- 5 名義人は、同居承認を受けようとする場合は、予め、次の書類を添えて申請しなければならない
 - (1) 同居承認申請書（熊本県営住宅管理規則別記第16号様式）
 - (2) 戸籍謄本（名義人と同居しようとする者との関係が記載されているもの）
 - (3) 名義人、同居者及び同居しようとする者の世帯全員の住民票

(4) 名義人、同居者及び同居しようとする者の中16歳以上の者の所得証明書

(5) その他、県が必要と認めるもの

6 県は、同居承認申請書を受理して一ヶ月以内に、当該申請に係る審査結果を文書で申請者に通知する

(施行期日)

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

平成18年4月1日前において50歳以上である者については、この基準中「60歳」を「50歳」と読み替える。

(施行期日)

この基準は、令和8年1月1日から施行する。